様式第４号（第５条関係）

変　更　契　約　調　書	
契約の相手方及び住所	鳥羽市浦村町1503-7 久保田水道 久保田　健
工　　事　　名	県道答志桃取線配水管布設工事
工　事　場　所	鳥羽市　　答志町　地内
工　事　種　別	水道工事
変 更 工 事 概 要	配水管改良工事 ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管布設工DIP-GXφ250　L=1.8m ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管布設工DIP-GXφ200　L=612.6m ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁設置工φ200　N=5.0基 地下式消火栓φ75　N=4.0基 表層工As,t=5cm　A=2,747㎡
当初契約年月日	令 和 元 年 11 月 25 日
変更契約年月日	令 和 2 年 3 月 3 日
当 初 工 事 期 間	令 和 元 年 11 月 25 日 ～ 令 和 2 年 3 月 16 日
変更後工事期間	令 和 元 年 11 月 25 日 ～ 令 和 2 年 3 月 16 日
当 初 契 約 金 額	94,424,000 円（税込み）
変　更　金　額	9,812,000 円（税込み）
変更後の契約金額	104,236,000 円（税込み）
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 ・既設舗装の厚みが当初の想定よりも厚いことが判明し、舗装版の取壊し量が増となった。また、それに伴い上層路盤工を道路全面で施工する必要が生じたことから変更が生じた。 ・管路掘削を行っていたところ、一部区間において岩盤が存在していることが判明し、管を布設するために岩掘削が必要となったことから、増工となった。 ・配水池場内及び法面部の配管を施工するにあたり、一部既設フェンスが支障となる箇所が存在したため、撤去及び復旧が必要となった。 ・事業の早期完成を図るため、工事期間中は終日通行止めにて対応することとなった。それにより、仮舗装工が不要となったため減工となった。 ・配管工において、一部当初の配管方法では施工困難な箇所が存在したため、継手を変更し、対応する必要が生じたことから、変更となった。 ・法面部の配管を施工するにあたり、樹木が支障となる箇所が存在したため、支障木の伐採が必要となった。 尚、その他諸数量の変動については、上記理由及び現場精査によるものとする。